

高等教育の修学支援新制度に関する本学の令和2年度入学手続き時対応について

本学は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第7条第2項各号に掲げる要件を満たし、「高等教育の修学支援新制度」の対象校に認定されています。(2019年9月25日本学HP掲載)

経済的な事情により大学進学を断念せざるを得なかった学生・生徒の方を救済するという同制度の主旨を踏まえ、本学の入学手続き時の対応は以下のとおりとします。

1. 対象入試制度

・令和2年度入学となる「一般入試(A日程)」以降すべての入試制度(※1)

※1 令和3年度以降の入試手続き時対応は現在検討中です。

2. 入学手続き時納入金について

「令和2年度大学等採用候補者決定通知」(以下、決定通知と表記)に記載されている内容に応じて**対応が異なります。**

(1) 決定通知を提出できる場合(決定通知の選考結果欄が「給付奨学金 候補者決定」となっていた場合)

項目	入学手続き時納入額		本学の対応
	大学	女子短期大学部	
入学金	200,000円	200,000円	入学手続き時に 全額納入 いただきます。入学後、修学支援新制度の対象者であると本学が認定した時点で、所定の手続きを経て、 入学金減免額を返還 いたします。 なお、入学辞退した場合、入学金の返還はいたしません。
授業料 (春学期分) ※通常 385,000円	第Ⅰ区分 35,000円	第Ⅰ区分 75,000円	授業料減免額を差し引いた 差額分のみ納入 いただきます。 ただし、合格発表時の郵送書類には、授業料満額の納付書をお送りします。修学支援新制度対象者の場合は、同封の「授業料等減免(高等教育の修学支援新制度)の結果について(お願い)」をご確認いただき、①「様式23 授業料等減免(高等教育の修学支援新制度)に申し込まれた方へ」、②「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー」をご提出願います。 ご提出いただいた後、本学で修学支援新制度対象者であることの確認が出来次第、支援区分に応じて授業料減免額を差し引いた差額分(左記納入額 ※2)の納付書をお送りしますので、納入期日に遅れることのないよう、納入してください。
	第Ⅱ区分 151,600円	第Ⅱ区分 178,300円	
	第Ⅲ区分 268,300円	第Ⅲ区分 281,600円	
その他納入金 (春学期分)	107,500円	102,500円	修学支援新制度の対象範囲ではないため、入学手続き時に 全額納入 いただきます。 ※内訳… 施設設備費60,000円、諸費42,500円、教育充実費5,000円(大学のみ)

※2 上記は2020年度から国が実施する「高等教育の修学支援新制度」のみ受ける場合の金額であり、

学業特待生、課外活動優秀者支援奨学生など**本学独自の経済支援制度と併せて支援対象となった方は納入額が異なります。**

(授業料が異なります。) 詳細については下記問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 決定通知を提出できない場合(紛失等により入学前日までに提出できない場合)(※3)

・入学金、授業料、その他諸費すべて、**全額納入**いただきます。
・ただちに本学へご連絡のうえ、高校等を通じ決定通知の再発行を受けてください。入学後、修学支援新制度対象者であることが認定でき次第、所定の手続きを経て、入学金減免額及び授業料減免額を返還します。

※3 入学前に修学支援新制度申し込みをしていなかった場合は、入学後4月に申し込みが可能です。

ただし、所定の期日までに申し込みがない場合、入学金減免額及び春学期分授業料減免額が支援対象外となりますのでご注意ください。

(3) 不採用だった場合(決定通知の選考結果欄が「給付奨学金 不採用」となっていた場合)(※4)

・入学金、授業料、その他諸費すべて、**全額納入**いただきます。

※4 入学後9月頃に改めて修学支援新制度申し込みが可能です。(令和元年の経済状況等をもとに再度選考が行われます。)

修学支援新制度対象者であることが認定され次第、所定の手続きを経て、秋学期分以降の授業料が減免となります。

ただし、所定の期日までに申し込みがない場合、1年目の授業料減免額が支援対象外となりますのでご注意ください。

3. 問い合わせ先

札幌大学・札幌大学女子短期大学部 入学センター

〒062-8520 札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1 TEL 011-852-9153